

高知大学教育学部附属教育実践総合センター規則

平成16年4月1日
規則第182号

最終改正 平成29年1月10日規則第43号

(趣旨)

第1条 国立大学法人高知大学組織規則第22条第2項の規定に基づき、高知大学教育学部附属教育実践総合センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、地域社会の教育関係諸機関と連携を図りながら、地域の教育発展に寄与するとともに、教育実践に関する総合的な研究及び指導の推進を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の教育関係諸機関等との連携による諸事業の実施
- (2) 教育実習の研究と実地指導
- (3) 応用実習の研究と実地指導
- (4) 課題探求実践セミナー（フレンドシップ事業）の研究と実地指導
- (5) 支援実習の研究と実地指導
- (6) 県内教育諸機関における教育相談活動への支援
- (7) 現職教員再教育の推進
- (8) 附属学校（園）との共同による教育実践研究
- (9) 共同利用の設備、機器、資料等の整備及び利用の啓発普及
- (10) 研究会等の企画開催及び研究成果の刊行
- (11) その他目的遂行のため必要な事業

(組織部門)

第4条 センターに、第2条の目的を遂行するため、次の2部門を置く。

- (1) 教育実践部門
- (2) 教育臨床部門

(職員)

第5条 センターに、センター長、副センター長、専任担当教員、客員教授、客員准教授、兼任教員及びその他の職員を置く。

2 センターに、非常勤講師を置くことができる。

(センター長・副センター長)

第6条 センター長は、センターの事業及び運営を統括する。

2 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 センター長の選考については、別に定める。

4 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときは、センター長の職務を代理する。

5 副センター長は、センター長の指名とし、任期は、2年とし再任を妨げない。

(専任教員)

第7条 専任教員は、センターの事業に参画し、研究及び指導に関する職務に従事する。

2 専任教員は、センター配置定員に充てる本学部教員とし、その採用及び昇任の選考は、本学部教授会の定める規則により行うものとする。

(客員教授等)

第8条 客員教授及び客員准教授(以下「客員教授等」という。)は、本学以外の教育実践研究について豊かな経験と高い見識を有する者をもって充てる。

2 客員教授等の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 客員教授等の選考については、「国立大学法人高知大学客員教授等選考規則」によるほか、必要な事項は教育学部長が別に定める。

(兼任教員)

第9条 兼任教員は、専任教員とともにセンターの研究指導プロジェクトを遂行する。

2 兼任教員は、教授会の選出により、教育学部長が任命する。任期は2年とする。

(運営委員会)

第10条 センターに、センター事業の運営を円滑にするため、センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

(研究員)

第11条 センターに、学外からの研究員を置くことができる。

2 研究員は、運営委員会の推薦に基づき、教育学部長が委嘱する。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議を経て教育学部長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月14日規則第86号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日規則第124号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月10日規則第43号）

この規則は、平成29年1月10日から施行し、平成25年4月1日から適用する。